

たかまつ 農業委員会だより

第 68 号
令和 6 年 1 月 1 日
編集 農業委員会だより
編集委員会
発行 高松市農業委員会
TEL 087-839-2662



「高松産ごまごま」男の料理教室



- 市長に改善意見書を提出
- 総合センターにおける農地台帳閲覧及び耕作証明書交付の終了について
- 農業相談会開催のお知らせ
- 証明書等手数料の有料化について
- 農地賃借料情報
- 相続登記の義務化について
- 農林水産課から

内 容

明けましておめでとございます。
平素より、農業委員会業務に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、長引くロシアのウクライナへの軍事進攻や、中東地域での新たな軍事衝突により、国際的に小麦を始めとした食料の安全保障が脅かされています。また石油や天然ガスの輸出制限は、燃料や肥料、飼料、資材価格の高騰に直結し、ただでさえ厳しい農業経営を益々圧迫しております。
一方、国内では農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月までに、これまでの人・農地プランに代わる新たな地域計画や目標地図の策定が求められております。農業委員会も市の農林水産部局と協力して、取り組んでまいりますが、この計画策定には地域の農業者の協力が不可欠です。また、昨年7月の改選により、今回初めて農業委員や農地利用最適化推進委員に就任して、まだ不慣れな委員も居るかと思いますが、地域の皆様と協力しながら諸課題に取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

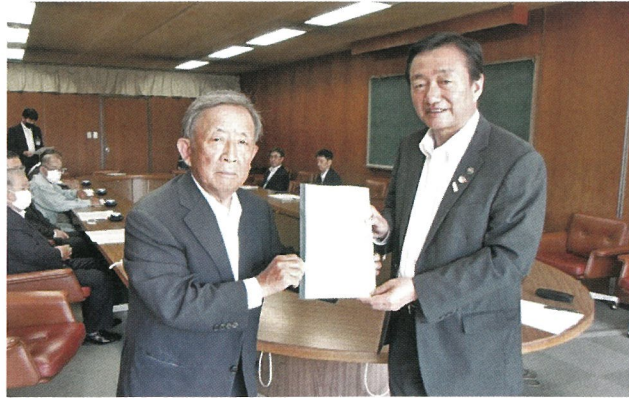


高松市農業委員会
会長 三笠 輝彦

いあつまつ

市長に改善意見を提出

10月16日、「令和6年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見書」を、農業委員会から大西市長へ提出しました。



三笠会長から大西市長へ改善意見書を提出

この改善意見書は、地元の農家からの要望や意見を、農業委員と農地利用最適化推進委員が持ち寄り、整理・集約したものです。

市長に意見書の概要を説明した後、農業委員会役員と市役所の関係部署の所屬長との間で意見交換会を行い、今回の改善意見が令和6年度の農業関係事業の予算措置に反映さ

れるよう重ねて要望しました。

内容は、昨年からの継続案件のほか「経営転換協力金による支援継続」、「残存小作地の解消に係る取組」、「農業用資材・飼料・燃油等価格高騰に係る支援」、「相続登記の義務化に係る取組」、「地域農業における多面的機能の維持」などを新規又は拡充項目として挙げています。

改善意見の詳細につきましては、高松市ホームページの「農政課↓農業委員会の概要↓農政活動状況」でご覧いただけます。

総合センターにおける農地台帳閲覧及び耕作証明書交付の終了について

農業委員会が管理する農地台帳システムは、国の農地台帳システムに一元化されることから、昨年12月末日をもって、牟礼・山田・仏生山・香川・勝賀・国分寺の6つの総合センター窓口での農地台帳閲覧及び耕作証明書交付の取扱いを終了しました。

今年1月からは、農地台帳閲覧及び耕作証明書交付については、本庁舎12階の農業委員会窓口にお越しいただけますようお願いいたします。

農業相談会開催のお知らせ

農地の貸し借りを希望される方は貸し手と借り手の双方で一緒に、農業相談会にご来場ください。

当日ご来場が難しい場合は、相手方又は第三者に委任することも可能です。

農地の貸し借り以外のご相談も受けしています。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

お問合せ先
高松市農業委員会事務局
TEL 839・2662

農業相談会開催のお知らせ

| 区分 | 日時 | 場所 | 対象地区 |
|----|--------------------------|---------------------|------------------------------|
| 第1 | 1月31日(水) 10時~11時30分 | JA 香川県高松市 中央一宮支店 | 旧市域・鶴尾・太田・多肥 仏生山・一宮・女木・男木 |
| 第2 | 1月17日(水) 13時30分~15時 | 牟礼コミュニティ センター | 牟礼・庵治 |
| | 1月30日(火) 10時~11時30分 | 古高松コミュニティ センター | 木太・古高松・屋島 |
| 第3 | 1月31日(水) 13時30分~15時 | JA 香川県東讃 宮農センター | 前田・川添・林・三谷 |
| 第4 | 1月18日(木) 13時~14時30分 | 塩江コミュニティ センター | 塩江 |
| | 1月30日(火) 13時30分~15時 | JA 香川県川東支店 | 香川 |
| 第5 | 1月19日(金) 9時30分~11時30分 | 香南コミュニティ センター | 川岡・円座・檀紙・ 弦打・香南 |
| 第6 | 1月18日(木) 10時~11時30分 | JA 香川県高松市 西部鬼無支店 | 鬼無・香西・下笠居・ 国分寺 |
| 第7 | 1月29日(月) 13時30分~15時 | JA 香川県川島支店 | 十河・川島・東植田・ 西植田 |

証明等手数料(令和6年4月1日～)

| 区分 | 1通当たり |
|------------------------|--------|
| 耕作証明 | 350円 |
| 耕作面積証明 | |
| 賃借権等に係る証明 | |
| 農地法3条、4条、5条の許可を受けている証明 | |
| 農地法4条、5条の受理証明 | |
| 相続税、贈与税に係る納税猶予証明 | |
| 農用地利用集積計画を公示した証明 | |
| 引き続き農業経営を行っている証明 | |
| 競売買受適格証明 | 1,000円 |
| 非農地証明 | |
| 工事完了証明 | 350円 |
| 農地記録の事項の交付 | |

農業委員会が発行する証明書等の有料化について

農業委員会が発行している証明書等は、これまで無料で交付してまいりましたが、受益者負担の原則に基づき令和6年4月1日から左表のとおり有料となります。
例えば、軽油引取税の免税申請に添付する耕作証明書や、相続税等の納税猶予申告に添付する引続き農業経営を行っている証明等は一通350円となります。

お問合せ先
高松市農業委員会事務局
TEL 839・2662

また非農地証明や転用許可にかかわる工事完了証明のように、個別に現地調査が必要な証明は一通1,000円となります。
なお農地法3条、4条、5条の許可書の交付には手数料は不要ですが、過去に許可を受けていたことを改めて証明する、許可証明は有料となります。
ご負担をおかけしますが、ご理解いただけますようお願いいたします。

地域別農地賃借料情報 (田 10a 当たり 単位 円)

| 地区名 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 | | 地区名 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 | |
|-----|--------|--------|-------|------|-----|-----|-------|--------|-------|------|-------|
| | | | | 有償 | 無償 | | | | | 有償 | 無償 |
| 鶴尾 | 4,900 | 5,900 | 3,900 | 2 | 3 | 塩江 | 6,200 | 8,800 | 3,200 | 8 | 14 |
| 太田 | — | — | — | 0 | 0 | 川岡 | 4,700 | 6,000 | 2,500 | 54 | 62 |
| 仏生山 | — | — | — | 0 | 8 | 円座 | 7,200 | 15,600 | 4,000 | 6 | 25 |
| 多肥 | 4,300 | 10,000 | 1,500 | 10 | 20 | 檀紙 | 7,200 | 10,900 | 1,100 | 23 | 75 |
| 一宮 | 4,900 | 20,000 | 2,500 | 20 | 102 | 弦打 | 5,100 | 10,400 | 3,000 | 18 | 15 |
| 木太 | — | — | — | 0 | 3 | 香南 | 4,900 | 9,900 | 1,000 | 66 | 98 |
| 古高松 | 6,800 | 13,600 | 4,400 | 9 | 43 | 鬼無 | 6,800 | 10,000 | 3,900 | 10 | 16 |
| 屋島 | — | — | — | 0 | 5 | 香西 | 3,200 | 6,800 | 2,500 | 17 | 5 |
| 庵治 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 6 | 7 | 下笠居 | 9,400 | 24,000 | 3,000 | 23 | 11 |
| 牟礼 | 10,700 | 16,000 | 5,300 | 2 | 41 | 国分寺 | 7,200 | 21,600 | 1,100 | 71 | 46 |
| 前田 | 4,700 | 5,300 | 4,100 | 2 | 83 | 十河 | 4,700 | 10,000 | 700 | 21 | 74 |
| 川添 | 3,900 | 5,000 | 1,700 | 3 | 54 | 川島 | 5,500 | 10,000 | 2,500 | 22 | 100 |
| 林 | 7,200 | 10,400 | 4,800 | 6 | 68 | 東植田 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 4 | 31 |
| 三谷 | 9,100 | 15,000 | 2,900 | 16 | 31 | 西植田 | 6,400 | 6,900 | 5,900 | 2 | 92 |
| 香川 | 7,200 | 18,700 | 1,400 | 39 | 77 | 合計 | 6,000 | | | 460 | 1,209 |

・令和4年3月31日から令和5年10月31日までに農業経営基盤強化促進法により公告された賃貸借における賃借料の水準は上記のとおりです。(記載のない地区については賃貸借データがありません)
・平均額は、有償賃貸借のデータのみを用いた平均値です。無償賃貸借のデータは平均額に反映していません。
(注) この賃借料情報は、残存小作地の標準小作料のことではありません。

相続登記の義務化について

不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。義務化の施行日（令和6年4月1日）前に発生した相続についても施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられます。

① 義務化の対象者

相続や遺贈により不動産を取得した相続人（施行日より前に不動産を相続して現時点で名義変更を行っていない人も含まれます。）

② 申請義務の履行期間

相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内（義務化の施行日前に発生した相続は施行後3年以内）

③ 正当な理由がなく登記の申請を怠った場合
10万円以下の過料

④ 申請について

遺言による場合、遺産分割協議による場合などケースにより必要な登記や書類が異なるため、法務局のホームページなどでご確認ください。

相続などによって農地の権利を取得したときは農業委員会への届出が必要です

届出書は農業委員会事務局のホームページでダウンロードできる他、窓口でもご用意しております。

届出書と合わせて、権利登記後の登記簿謄本の写し、又は登記識別情報通知の写しと遺産分割協議書の写しを提出してください。

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
週刊 月4回毎週金曜日発行
月額700円(税込)
農地を活かし 担い手を応援する
全国農業会議所発行 全国農業新聞の
購読お申し込みは、農業委員会事務局まで

農業者年金に加入しませんか？
農業者年金は女性にも優しいってご存じですか？奥様も単独で加入可能、長い老後をしっかりサポートします。

年金
積み立て
負担が軽くなる
国が支援

※お問い合わせはお近くのJA
又は、農業委員会事務局まで

農林水産課から

地域ぐるみで野生鳥獣から農作物を守ろう



侵入防止柵は、個人で設置するより集落単位で取り組むことで一層効果を上げることが期待できます。

また、侵入防止柵を設置しているにもかかわらず、イノシシ等の侵入を受ける主な原因は、侵入防止柵の不適切な施工や維持管理不足があげられます。

高松市では侵入防止柵の効果的な設置講習等も行っていますので、地域ぐるみで侵入防止柵の整備と管理を行いましょ。

防護柵の設置に伴う補助制度も各種ありますので、設置前に最寄りのJA又は農林水産課まで、お問い合わせください。



侵入防止柵設置例

地域計画の策定を進めています！

これまで地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきましたが、高齢化や人口減少が進み、農業者の減少や遊休農地の拡大などにより、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、農地の集約化や保全など農地の最適利用について地域で改めて考えることが大切です。

高松市では、令和4年5月に一部改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画(目標地図を含む)」を令和7年3月までに策定することとしています。



地域の目指す農業のあり方を、地域のみなさんと話し合って考えましょう！